

大田市地域包括支援センター管理システム  
再構築業務に係る公募型プロポーザル実施要領

令和 7 年 8 月

大田市 健康福祉部 介護保険課

## 1 業務概要

大田市が実施する包括的支援事業（総合相談・支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、認知症総合支援事業等）、指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務等の各種事業において、大田市及び大田市地域包括支援センターが収集した情報と行政情報を一体的に管理し、地域における高齢者等に対する効果的な支援、各事業の適正実施を図るため、情報管理及び評価を行うシステムの再構築を目的とする。

## 2 業務内容

大田市及び大田市地域包括支援センターが実施する地域支援事業を中心とする事業に関連する情報等の統括・管理、及び大田市地域包括支援センターが実施する指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務に係る連携・情報管理システムの再構築業務。

## 3 スケジュール

|              |              |
|--------------|--------------|
| プロポーザルの通知    | 8月 8日（金）     |
| 質問書提出期限      | 8月 15日（金）    |
| 質問書回答期限      | 8月 22日（金）    |
| 参加表明書の提出期限   | 8月 28日（木）    |
| 企画提案書等の提出期限  | 9月 8日（月）     |
| プレゼンテーションの実施 | 9月 19日（金） 予定 |
| 審査結果通知       | 9月 26日（金） 予定 |

## 4 導入構築費用・期間

### （1）契約方法

ハードウェア及びソフトウェア、諸経費を含む初期導入にかかる費用は賃貸借契約とする。

### （2）提案上限額（5年間賃借総額）

19,291,800円（消費税及び地方消費税を含む。）

（上記金額は、契約予定額を示すものではなく、本業務の事業規模を示すためのものであることに留意すること）

## 5 ソフトウェア保守契約・期間

### （1）ソフトウェア保守契約

①システム受託業者とソフトウェア保守契約（長期継続契約）を締結する。

②契約期間は令和8年2月1日から令和13年1月31日までとする。

### （2）提案上限額（5年間総額）

3,960,000円（消費税及び地方消費税含む。）

（上記金額は、契約予定額を示すものではなく、本業務の事業規模を示すためのものであること）

に留意すること)

## 6 システム構築期限

システム構築期限は、契約締結日の翌日から令和8年1月31日までとし、令和8年2月1日から円滑にシステムが稼働できるように構築を行うこと。

## 7 仕様書

本業務の仕様書は、別添の「大田市地域包括支援センター管理システム再構築業務仕様書」のとおりである。

## 8 参加条件等

(1) 参加条件は、下記を全て満たすものとする。

- ①大田市入札参加資格業者名簿に登載されている者。
- ③既に他市町村で同様のシステム納入実績があり、「大田市地域包括支援センター管理システム再構築業務仕様書」に基づくシステムを構築できる能力がある事業者。
- ④地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ⑤会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑥企画提案書の提出期限日において、本市から指名停止を受けていないこと。
- ⑦手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年間を経過しない者又は当該事業の入札前6ヵ月以内に手形、小切手を不渡りした者でないこと。
- ⑧大田市暴力団排除条例(平成24年3月27日条例第1号)に基づき、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者ではないこと。また、警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者の排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑨大田市における市税等の滞納がないこと。

(2) 参加に関する費用負担

参加に関して必要な費用は、参加者負担とする。

(3) 複数提案の禁止

提案は、1社につき1点とする。

(4) その他

企画提案書の提出期限以降の提出書類の差し替え、再提出及び追加の提出は認めない。

## 9 企画提案書の作成

別紙1「企画提案書作成要領」の項目に即して作成すること。

## 1 0 見積書の作成

別紙2「見積書作成要領」の項目に即して作成すること。

## 1 1 機能要件

別紙3「システム機能要件仕様書」について、各項目の可否を一覧にして示し、提出すること。

- ①機能要件の重要度 A の機能については本稼働までに実装が必須とする。
- ②システムが本仕様や機能要件等を満たさない場合、その事項及び要求を満たす旨の説明書を要求する場合がある。
- ③提案時点において市が要求する必須機能及び性能を実現できない場合は、契約締結までに別紙3「システム機能要件仕様書」の要件を満たすことを証明する技術的資料、開発計画書及び履行誓約書を提出すること。

## 1 2 質問受付及び回答

- (1) 質問がある場合は、質問書（様式第6号）により行うものとし、電子メールで添付送付すること。（着信を電話確認すること。）口頭による質疑は受け付けない。メール件名は、「大田市地域包括支援センター管理システム再構築業務に関する質問」とすること。期限を過ぎた後の提出は受け付けない。宛先は質問書（様式第6号）に記載。  
提出期限：令和7年8月15日（金）午後5時まで  
回答期限：令和7年8月22日（金）午後5時まで
- (2) 回答は原則として全事業者へ同内容のものを電子メールで送信する。

## 1 3 参加表明書・企画提案書等の提出方法、提出先及び提出期限

- (1) 参加表明書等
  - ①本プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書（様式第1号）及び大田市税等収納状況確認承諾書（様式第2号）に記入の上、持参又は郵送で下記提出先へ添付送付すること。郵送の場合は受取日時及び配達証明が確認できる方法によるものとし、提出期限内に到着したものに限り受け付けるものとする。また、郵便事故等については提出者がリスク管理を行うものとし、期限を過ぎた後の提出は受け付けない。
  - ②提出期限：令和7年8月28日（木）午後3時までとする。
- (2) 企画提案書等
  - ①提出方法  
書面にて、持参又は書留郵便で下記提出先へ提出すること。期限を過ぎた後の提出は受け付けない。また、参加表明書未提出の場合は企画提案書等の提出は認めない。

②提出期限：令和 7 年 9 月 8 日（月）午後 3 時までとする。

③提出物及び提出部数について

|                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| a（様式第 3 号）提案書      | ： 正本 1 部 副本 6 部 |
| b（様式第 4 号）導入実績     | ： 正本 1 部 副本 6 部 |
| c（様式第 5 号）見積書      | ： 正本 1 部 副本 6 部 |
| d（任意様式） 見積内訳書      | ： 正本 1 部 副本 6 部 |
| e 企画提案書            | ： 正本 1 部 副本 6 部 |
| f 別紙 3_システム機能要件仕様書 | ： 正本 1 部 副本 6 部 |

（3）提出先

提出先 　　： 大田市役所 健康福祉部 介護保険課

所在地 　　： 〒694-0064 島根県大田市大田町大田口 1111

電話番号 　： 0854-83-8197（直通）

E-mail 　　： o-kaigohoken@city.oda.lg.jp

#### 1 4 プレゼンテーションの実施

①令和 7 年 9 月 19 日（予定）とし、詳細は改めて連絡する。

②プレゼンテーション審査の順番については、参加表明書の提出順とする。場所や開始時間等の詳細については、参加表明書に記載されている宛先へメールで通知する。

③1 社当たりの参加人数は 3 名までとする。

④プレゼンテーションは提案業者（主たる業務責任者）が説明を行うこととし、企画提案書の内容に沿って行うこと。

⑤プレゼンテーションに要する時間は 40 分（説明 30 分・質疑 10 分）とする。

尚、相談業務、支援経過及びケアプランについては必ず実機を用いて説明すること。

企画提案書と実機による実演の時間配分は提案業者に一任するが両方合わせて 30 分以内とする。

⑥審査を実施するにあたり、使用する備品等はすべて提案事業者側で用意すること。ただし、スクリーン、プロジェクターは大田市で準備する。尚、大田市で準備したプロジェクターと参加者が持参した機材等との接続に不具合が生じて大田市は責任を負わない。

⑦インターネット環境が必要な場合は提案者で用意すること。

#### 1 5 プロポーザルの審査及び優先交渉権者の選定

（1）プロポーザルの審査は、審査委員会を設置し、評価項目について審査し最高得点者を本業務に適した優先交渉権者として選定する。

（2）審査結果については、プロポーザル参加者全員に書面にて通知し、大田市ホームページ上で公表する。なお、評価点の公表については評価の合計点のみとし、各評価項目別の評価点は公表しない。

- (3) 審査結果に対する問い合わせには応じないものとする。

## 16 その他

### (1) プロポーザル参加の辞退

参加表明書提出後、プロポーザルへの参加を辞退する場合は、署名および押印された辞退届（任意様式）を提出すること。辞退しても、以後における不利益な取り扱いはない。

### (2) 提案の無効

- ① 1 社が、複数の提案を行ったとき。
- ② 見積書に記載された金額が、提案上限額を超えているとき。
- ③ 提案事業者が、参加資格要件を満たさないとき。
- ④ 所定の日時及び場所に、提案に係る書類の提出をしないとき。
- ⑤ 提案に関して虚偽または不正行為等があったとき。
- ⑥ 公正な競争の執行を妨げた者、又は著しく不正の利益を得るための話し合いを行った者による提案があったとき。
- ⑦ 見積書の日付、金額、住所、氏名、印影、若しくは重要な文字について誤字、脱字があるとき。あるいは認識し難い見積、または金額訂正した見積をしたとき。

### (3) 企画提案書、審査等について

- ① 提出された書類は、審査目的以外には使用しない。ただし、大田市情報公開条例（平成 17 年 10 月 1 日条例第 10 号）に基づき公表する場合がある。
- ② 提出された書類は、審査目的の範囲で複製することができるものとする。
- ③ 提案等その他関係書類に係る作成及び提出に要する経費、デモンストレーション及びプレゼンテーションに要する経費、その他本業務の提案に要する経費は提案事業者の負担とする。
- ④ 提出された書類に含まれる著作物の著作権は、提案事業者に帰属する。
- ⑤ 提案事業者は、実施要領等の内容や決定事項について、異議の申し立てを行うことはできない。
- ⑥ 大田市から提示した本プロポーザルに関する資料を、本プロポーザルの企画提案以外の目的で使用する、第三者へ開示・漏洩することを禁ずる。また、プロポーザルにおいて知り得た大田市及び大田市地域包括支援センターの事業等の内容については、守秘義務を課す。
- ⑦ 企画提案書に記載した本事業に携わる技術者等は原則として事業完了まで従事することとする。ただし事業の目的を果たせないと大田市が判断した場合は、技術者等の変更を求めることがある。
- ⑧ 提案内容に基づき選考するが、委託業務内容は、本稼働までの協議によって変更を求める場合がある。また、契約金額については、採用された提案事業者との協議を経て決定する。

⑨提案事業者が1者のみの場合でも審査を実施し、配点合計における6割以上の得点を獲得した場合に限り、受託候補者として選定する。

以上